

改正養蜂振興法が25年1月から施行されました



趣味でミツバチを飼育する場合でも、飼育届の提出が必要となっています。

ミツバチの飼育者は、毎年、1月中に飼育届を、住所地の都道府県に提出してください。(手数料はかかりません。)



ミツバチの適切な管理をお願いします。
ミツバチの飼育を止めるときも、放置せず、適切な処置をお願いします。

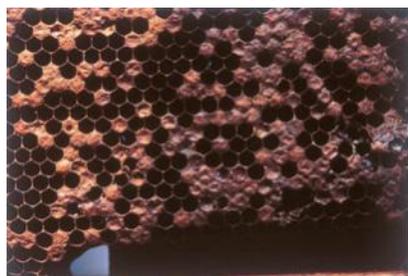
・県外や市外に転飼する場合は、許可や届出、検査が必要となりますので、事前に下記までご連絡ください。

・適切な衛生管理をお願いします。異常があれば、下記に御相談してください。



腐蛆病(ふそびょう)には特に注意してください！

腐蛆病は、蜜蜂の伝染病で、蜜蜂の疾病の中で最も大きな被害をもたらします。黒ずんで内側に陥没した有蓋巣房(アメリカ腐蛆病)や、酸臭や醜酵臭(ヨーロッパ腐蛆病)があった場合は要注意です。



アメリカ腐蛆病



ヨーロッパ腐蛆病

窓口	担当係	電話
(届出)(衛生管理)(相談) 栗原地域事務所畜産振興部	畜産振興班	0228-22-2487
(相談)県庁畜産課	生産振興班	022-211-2853

